

第8回遵守委員会会合
2013年10月10-12日
アデレード、オーストラリア
暫定議題

1. 開会

- 1.1. 歓迎の辞
- 1.2. 議題の採択
- 1.3. 会合運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守

この議題項目は、現行のCCSBT 保存管理措置の遵守に関するものである。

2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの報告

メンバー及び協力的非加盟国 (CNM) は、CC 7で勧告されCCSBT19 で採択された遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート¹を利用して年次報告を提出しなければならない。品質保証レビュー (QAR) のトライアルに参加しているメンバーは、テンプレートのセクション1 (MCS改善事項のまとめ) に関するそれぞれのQARにおいて上がってきたあらゆる重要な成果を報告することが奨励される。QARの完了自体がMCSの改善に向けた重要なステップとなることに留意されたい。

メンバー及びCNM は、提出された国別報告書及び更新後の遵守行動計画に既に目を通しているものと見なされ、これらを再度説明する必要はない。この時間は、国別報告書に含まれる主要な課題に対する質疑応答が中心になる。かかる質疑応答によって、メンバー及びCNM の制度やパフォーマンスを詳細に確認することになるだろう。

2.2. 事務局からの報告

事務局からの報告には、メンバー及びCNM のCCSBT 管理措置に対する遵守の状況をまとめた、更新版の遵守に関する一覧表が含まれる。第4回遵守委員会会合 (CC4) の勧告のとおり、同一一覧表は会合に先立ってメンバー及びCNM と協力して更新されることとなる。事務局から提出される文書には、CC5 が要請した世界のSBT 漁業の特徴の更新版も含まれる。

2.3. CCSBT 管理措置に関する遵守の評価

CCSBT 戦略計画は、全ての漁業に関する正確なデータを収集するため、毎年、遵守委員会において、遵守措置のチェックリストに基づきメンバーを評価することを要求している。1つ前の小議題項目で提出された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。この小議題項目では、当該情報を評価し、改善が必要となる分野に関する勧告を提供するための機会を設けている。

また、この議題項目は、拡大委員会がCNM の地位の継続に関する決定を行うことを支援するために、遵守委員会がCNM のCCSBT 管理措置に対する遵守パフォーマンスを考慮する機会を提供するものでもある。

¹このテンプレートには「VMSに関する年次総括報告書」、「転載に関する年次総括報告書」及び「2008年のERSに関する勧告の実態についての年次報告」が含まれるため、これらの報告書を別途提出する必要がないことに留意されたい。

3. CCSBT 遵守計画の策定

CCSBT 遵守計画には3年間の行動計画が含まれている。以下の小議題項目は、2013年及び2014年の行動計画に関連するものである。

3.1. 2013年の行動計画

3.1.1. 最低履行要件

遵守計画は、CDS及び転載に関する最低履行要件（MPRs）の策定及び採択を2013年中に完了するよう要請している。

3.1.1.1. 漁獲証明制度（CDS）

2013年5月の遵守委員会作業部会では、遵守委員会に勧告するためのCDS最低履行要件の一連の改正が合意された。遵守委員会は、これらの最低履行要件について検討するとともに、これらを拡大委員会に勧告するかどうか、あるいはさらなる改正を加えるかについて決定することになる。

3.1.1.2. 転載

事務局が、さらなる議論の土台となるよう、コンサルタントによる原案をベースとして、転載に関する最低履行要件の改正案を用意する。

3.1.2. 他のRFMOと共通のIUU船舶リストに関する費用対効果の調査

CC7は事務局に対し、他のRFMOのIUU船舶リストに関する措置と互換的なCCSBTのIUU船舶リストに関する措置のドラフトを策定するとともに、その措置案の費用対効果についても示すことを課した。その案はメンバーに回章されている（Circular #2013/022）。メンバーからのコメント受領後に改正案を準備し、その改正版が遵守委員会での検討のための会合文書として提出されることになる。

3.1.3. 寄港国義務の効果的な実施方法の検討

CC7は事務局に対し、CCSBT寄港国措置のドラフトの準備を課した。CCSBT19において、事務局にとって業務量が多いことが認識され、ニュージーランドが寄港国措置案の準備に協力することを申し出た。ニュージーランドによるドラフトは準備中であり、会合前に事前に回章される予定である。会合では当該案を検討することになる。

3.1.4. 試行的監査の実施、報告書の受領、調査結果の検討及び適切な行動

CCSBT19は、CC7から勧告された試行的品質保証レビュー（QARs）に関する資金拠出を承認した。これらのレビューは、SBTの全世界の総漁獲可能量（TAC）における国別割当量の遵守を確実にするための4メンバーのシステムの適合性に関する机上のレビューである。QARのプロセス、仕様及び評価実施会社の選択については休会期間中にすべて合意された。個々のQARの報告書は、2013年9月12日までにそれぞれのメンバーから寄せられたすべてのコメントとともに回章される予定である。QAR最終全体報告書は2013年9月27日までに回章される予定である。

それぞれのQAR報告書で取り上げられた重要な課題に関しては議題項目2.1で議論されるだろう。ここでの議題項目は、レビュー結果の総合的な検討と、将来のレビュー及びその他の適切な行動に関する勧告を策定するためのものである。

オーストラリアは、オーストラリア政府内での独立内部監査のプロセスを説明するプレゼンテーション²を提供することになっている。このプレゼンテーションは、内部監査の仕組みを持たないメンバーにとって、監査プロセスをより良く理解するための一助となるだろう。

3.1.5. インドネシアへの MCS 支援プログラムの提供

CC7 は、オーストラリアが、インドネシアへの支援について、自国とインドネシアとの協力フォーラムを通じたものを含め、CC8 で報告することについて合意した。さらに、CCSBT19 は、発展途上のメンバー/CNM を支援する少額の基金拠出を創設した。事務局は、MCS に関連する資金の使用のすべてを報告する予定である。会合は、現行の支援メカニズムが適切かどうかをレビューすべきである。

3.1.6. SBT（特に一次加工されたもの）を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発

メンバーは、会合での検討のため、特定の提案を準備紹介することが要請されている。遵守委員会は、全ての提案を議論し、適切な場合には、このようなプロジェクトのための支援及び又は資金提供に関して拡大委員会に勧告することになる。この事項は CC7 において短時間議論され、メンバーは、2013 年に最新情報が議論できるように「新技術に関する研究開発」を議題に含めておくことに合意した。

3.2. 2014 年に実施予定の行動計画

遵守委員会は、以下に掲げる 2014 年の行動計画の項目の検討のためのアプローチについて考慮すべきである。

● 二国間協定及び国際的なネットワークを通じたモニタリング強化

3 年間の行動計画には、「既存の二国間協定及び国際的なネットワーク（国際的な監視、管理、取締りネットワーク等）を土台として、メンバーが自国船舶の履行状況及び全ての IUU 漁業をより適切に監視し、また非遵守の調査を行うことができるようにする」という CCSBT の行動事項がある。事務局は、国際的な監視、管理及び取締り (IMCS) ネットワークに関する情報を提供するとともに、CCSBT が IMCS ネットワークのメンバーになることを提案する予定である。CCSBT メンバーは、モニタリング強化につながる他の二国間協定や国際的なネットワークを提案すべきである。

● SBT の IUU 漁業の体系的な監視及び取締り体制の実施

メンバーは、貿易データの分析、IUU 漁船リストや CCSBT 寄港国措置等のような、現行のあるいは計画されている CCSBT 措置が十分であるかどうか、あるいは追加的な措置が必要かどうかについて検討すべきである。ここでの議論は、2014 年以降に実施されるであろうあらゆる体系的な監視及び取締りにおいて考慮されるべきである。

● 協力要請を行う必要がある非メンバーの特定と通報

3 年間の行動計画は、協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定するとともに、当該国を拡大委員会に通報するよう要請している。このプロセスは、CC7 での事務局による貿易データの分析に関する議論において開始され、事務局が米国、香港、中国及びシンガポールを CC8 にオブザーバーとして招聘することとなった。

²CCWG2 での合意に基づき、オーストラリアはそのプレゼンテーションについて以下のように説明した。
「オーストラリアの監査プロセスがどのように運用されるかについて要点を説明する（政府のシステムを民間企業が監査すること、同様に政府も監査を行うことがあることも含む）。このプレゼンテーションにおいて、組織が監査を実施するためにどのように適切に品質を保証しなければならないか概説する。また、全ての文書の機密性に配慮しなければならないと考えられる。このプレゼンテーションが、CCSBT メンバーに、QAR の現地検査（フェイズ2）について再考することを許可することを願う。」

4. CCSBT MCS 措置のレビュー

この議題項目は、現行の MCS 措置が効果的かつ効率的に運用されていることを確保することを目的として、これらをレビューするためのものである。このような措置への遵守は、多くの場合、議題項目2において議論されるべきである。事務局は、このような観点から、措置の運用について簡潔にとりまとめた報告書を用意する予定である。メンバーは、特定された措置のあらゆる運用上の課題を概説する文書（変更提案を含む）を用意すべきである。

4.1. CDS

CCWG2 から CDS 決議の改正案が2つ提案されている(CCWG2 会合報告書パラグラフ9～14を参照されたい)。それは、CDS 決議パラグラフ1.2における「肉」の定義に関するものと、漁獲標識様式の記入要領における SBT の尾叉長の測定に関するものである。また、CCWG2 は、CDS 決議は決議条文、添付された様式及び様式の記入要領を含むものなのか、それとも同決議はこれらの一部分のみを含むものなのか？例えば、同決議は、決議条文及び CDS 様式のみを含むものであり、CDS 様式の記入要領は含まないのか？という点についての助言を求めた。

4.2. 転載

CC7 において、日本、台湾（韓国もこれに加わる可能性がある）は、洋上転載の検証の完全性の改善に共同で取り組むための方法について休会期間中に検討することを約束した。これらのメンバーは、この議論の結果を CC8 に報告することに合意した。

4.3. VMS

4.4. 許可畜養場・船舶記録

4.5. 公開されている市場データのレビューと分析

CC7 は、事務局によるグローバルトレードアトラスから得られた貿易データの分析（CCSBT CDS から得られた情報との比較を含む）が定期的な作業として更新されること、及びメンバーがこのプロセスにおいて判明した全ての不調和を調査するよう求められることを要請した。事務局は会合に向けてこの分析を更新する予定である。

5. 新規又は強化 MCS 措置（MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む）に関する議論

5.1. ステレオビデオ技術に関する合同の技術的な議論の結果の報告

CC7 は、オーストラリア及び日本がかかる課題に関する技術的な議論の結果を CC8 において報告することに合意した。

5.2. ウェブベースの電子 CDS の費用対効果

CC7 は事務局に対し、ウェブベースの電子CDSの費用対効果を調査し、CC8 においてその所見を示すよう要請した。事務局は、ウェブベースの電子CDSにかかる提案を説明するコンセプトペーパーを用意し、CCWG2 において提案を説明した。事務局は、電子CDSの概算のコストの見積もりを得るため、コンセプトペーパーに基づくシステムの仕様書を準備中である。これらの見積もりは、電子CDSにかかるメリット及び懸念³とともにCC8 で提示されることになる。

³ CCWG2 での合意のとおり、メンバーは電子CDSのメリットと懸念に関する見解を事務局から求められており（CCSBT 回章#2013/024を参照されたい）、それらは事務局文書としてまとめられることになる。

5.3. オブザーバー計画

CC7 では地域オブザーバー計画 (ROP) に関するコンセンサスは成立しなかった。しかしながら、事務局長は、メンバーが考える ROP の目的及び要件についてメンバーと協議し、その要件について分析し、そして2013年の遵守委員会において、これを報告するとともに今後の進め方のオプションを示すことが合意された。今後の進め方のオプションを含む ROP に関するメンバーのコメントを概説した最初の文書は CCWG2 において提示された。その文書は、CCWG2 でのコメントを考慮してリバイスされ、遵守委員会での検討のために CC8 に提出されることになる。

5.4. 新規及び/又は強化 CCSBT MCS 措置

この議題項目は、遵守委員会が、CCSBT にとって必要となるあらゆる新規及び/又は強化 MCS 措置を議論する場を提供するものである。議論されるべき措置は、上記の議題項目における議論及び会合前に提出されるメンバーからの提案を通じて提起されることとなる。これに関連して、CC7 は、すべてのメンバーが、メンバー及び CNM の MCS 制度を強化するためのオプションを調査及び報告するよう要請した。適切な頑健性を持つ包括的な MCS 制度を構築し、CCSBT の管理決定を支援するべく、議論の際には、CCSBT の MCS フレームワーク全体について考慮することとなる。

5.5. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続

メンバーは、MCS 制度のベストプラクティスに関する進展情報を紹介するよう要請されている。これには、メンバーによって策定された新規制度又は他で策定された制度/運用が含まれ得る。

6. 将来の作業計画

7. その他の事項

8. 拡大委員会への勧告

9. まとめ

9.1. 次回会合の時期及び期間

遵守委員会の付託事項は、「遵守委員会は、拡大委員会が別途決定しない限り、拡大委員会の年次会合の直前に毎年会合を開催する」と規定している。

9.2. 会合報告書の採択 Adoption of meeting report

9.3. 閉会 Close of meeting